

添付

島根原子力発電所1号機 第2回施設定期検査計画

島根原子力発電所1号機（沸騰水型，廃止措置中）について，平成31年2月22日から第2回施設定期検査を実施します。

記

1. 施設定期検査期間
平成31年2月22日～平成31年6月21日
2. 施設定期検査を実施する施設
 - (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
 - (2) 放射性廃棄物の廃棄施設
 - (3) 放射線管理施設
 - (4) 非常用電源設備

別紙

- 別紙-1 島根原子力発電所1号機 第2回施設定期検査工程表
- 別紙-2 施設定期検査内容について（1号機 第2回施設定期検査）

島根原子力発電所1号機 第2回施設定期検査工程表

施設区分	平成31年				検査期日(至:6月21日)▼
	2月	3月	4月	5月	
核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	▼検査期日(自:2月22日)				
		▽	燃料取扱設備の系統運転性能検査(燃料取替機) [燃料取替機]	燃料取扱設備の系統運転性能検査(燃料取替機) [燃料取替機]	
放射性廃棄物の廃棄施設	▽	燃料取扱設備の系統運転性能検査(原子炉建物天井クレーン) [原子炉建物天井クレーン]			
		▽	使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査 [使用済燃料貯蔵設備(燃料プール、貯蔵ラック)]	使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査 [使用済燃料貯蔵設備(燃料プール、貯蔵ラック)]	
放射線管理施設					
非常用電源設備					

非常用発電装置の性能検査
[ディーゼル発電機]

▽ 無停電電源装置の性能検査
[蓄電池]

▽ エリア・プロセスモニタの警報確認及び作動確認検査
ハッチエリアモニタ, 燃料交換エリアモニタ(低・高レンジ), 排気筒低レンジモニタ

▽ 換気設備の性能検査
[原子炉建物常用換気系]

▽ 廃液コレクタタンク水位, 廃液サンプルタンク水位, フィルタスラッジ貯蔵タンク水位, フィルタスラッジサージタンク

▽ 廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査
[廃液コレクタタンク, 廃液サンプルタンク, フィルタスラッジ貯蔵タンク, フィルタスラッジサージタンク]

▽ 廃棄物貯蔵設備の警報確認検査
[廃液コレクタタンク水位, フィルタスラッジ貯蔵タンク水位, フィルタスラッジサージタンク水位]

施設定期検査内容について
(1号機 第2回施設定期検査)

1. 施設定期検査実施内容

(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

a. 検査項目

- (i) 機能・性能検査
- (ii) 貯蔵能力確認検査

b. 検査名称

- (a) 燃料取扱設備の系統運転性能検査（燃料取替機）
廃止措置計画において規定する燃料取替機の燃料取扱機能および燃料落下防止機能について、健全性を確認する。
- (b) 燃料取扱設備の系統運転性能検査（原子炉建物天井クレーン）
廃止措置計画において規定する原子炉建物天井クレーンの燃料取扱機能および燃料落下防止機能について、健全性を確認する。
- (c) 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査
廃止措置計画において規定する使用済燃料貯蔵設備の臨界防止機能について、健全性を確認する。
- (d) 使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査
廃止措置計画において規定する使用済燃料貯蔵設備の冷却浄化機能について、健全性を確認する。

(2) 放射性廃棄物の廃棄施設

a. 検査項目

- (i) 機能・性能検査
- (ii) 特性検査
- (iii) 貯蔵能力確認検査

b. 検査名称

- (a) 廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査
廃止措置計画において規定する液体廃棄物の廃棄設備の放射性廃棄物処理機能および固体廃棄物の廃棄設備の放射性廃棄物貯蔵機能について、健全性を確認する。
- (b) 廃棄物貯蔵設備の警報確認検査
廃止措置計画において規定する液体廃棄物の廃棄設備の放射性廃棄物処理機能および固体廃棄物の廃棄設備の放射性廃棄物貯蔵機能について、健全性を確認する。

(3) 放射線管理施設

a. 検査項目

- (i) 機能・性能検査
- (ii) 特性検査
- (iii) 性能検査

b. 検査名称

(a) エリア・プロセスモニタの警報確認および作動確認検査

廃止措置計画において規定するエリアモニタの放射線監視機能並びに排気筒モニタの放射線監視機能および放出管理機能について、健全性を確認する。

(b) 換気設備の性能検査

廃止措置計画において規定する原子炉建物常用換気系の換気機能について、健全性を確認する。

(4) 非常用電源設備

a. 検査項目

- (i) 機能・性能検査

b. 検査名称

(a) 非常用発電装置の性能検査

廃止措置計画において規定するディーゼル発電機の電源供給機能について、健全性を確認する。

(b) 無停電電源装置の性能検査

廃止措置計画において規定する蓄電池（所内用）の電源供給機能について、健全性を確認する。

以 上